

電気料金種別定義書 動力節電プラン

I 総則

1 適用

- 1 電気料金種別定義書【動力節電プラン】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款【低圧】(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- 2 本定義書は、離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り)を除いた日本全国に適用します。
- 3 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2 実施期日

本定義書は、2018年1月1日より実施するものとします。

3 定義

1 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

2 その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

3 その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

II 契約種別及び電気料金

4 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
	東北エリア	動力節電プラン(東北)
	東京エリア	動力節電プラン(東京)
	中部エリア	動力節電プラン(中部)
	関西エリア	動力節電プラン(関西)
	中国エリア	動力節電プラン(中国)
	四国エリア	動力節電プラン(四国)
	九州エリア	動力節電プラン(九州)

5 動力プラン

電気料金種別定義書 動力節電プラン

1 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

6 電気料金

1 料金は、基本料金、従量料金、電気供給約款別表 1

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 1（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとします。

基本料金、従量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。

Ⅲ 契約の変更

7 契約電力の変更

- 1 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したものとし到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- 2 お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- 3 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、

電気料金種別定義書
動力節電プラン

電気供給約款 第2条(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

8 本定義書の変更および廃止

- 1 当社は、本定義書を変更する場合には、
電気供給約款 第2条(電気供給約款の変更)に準じます。
- 2 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、
廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- 3 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、
供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、
電気供給約款 第2条(電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

(改訂履歴)

- ・ 2018年1月1日施行
- ・ 2021年7月1日改訂
- ・ 2023年4月1日改訂

電気料金種別定義書
動力節電プラン

1 電気料金

別表1

1月あたりの基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。

なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

エリア	基本料金			従量料金単価		
	契約1kWにつき					
東北エリア	契約1kWにつき	631 円	夏季	39.1 円	他季	37.6 円
東京エリア	契約1kWにつき	732 円	夏季	37.1 円	他季	35.5 円
中部エリア	契約1kWにつき	550 円	夏季	37.6 円	他季	34.0 円
関西エリア	契約1kWにつき	461 円	夏季	34.5 円	他季	34.0 円
中国エリア	契約1kWにつき	569 円	夏季	35.5 円	他季	35.0 円
四国エリア	契約1kWにつき	555 円	夏季	35.5 円	他季	35.0 円
九州エリア	契約1kWにつき	572 円	夏季	24.7 円	他季	24.2 円

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金、独自燃料調整費単価、容量拠出金

電気供給約款【低圧】別表に記載